

令和5年度

第2回 嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会

令和5年9月26日（火）午後3時～
稲築地区公民館 講堂

会 議 次 第

1. 嘉麻市長あいさつ
2. 諮問について
3. 議 事
 - (1) 第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画の策定について・・・資料1
(令和6年度以降分の策定について)
 - (2) その他
4. 審議会研修
「差別・人権・解放についての提案 ～部落解放・人間解放を考え続けて～」
福岡県立大学名誉教授・(公社) 県人権研究所前理事長 森山沾一さん

第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画 の策定について

2023年9月26日

人権・同和対策課

1 人権教育・啓発基本方針及び実施計画について

嘉麻市人権教育・啓発基本方針（改定版） 2021年3月改定

概要：部落問題をはじめとするあらゆる差別の解消及び一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、個人として尊重される「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の実現に向けた基本方針を定めたもの。

期間：人権教育・啓発の現状及び住民意識の状況を的確に把握し、国、県の社会情勢の変化や国際的潮流の動向等に対応するために、必要な見直しを行う。

第2次嘉麻市人権教育・啓発実施計画 2021年3月策定

概要：基本方針に示した項目の分野別施策に基づいて、差別のない人権が尊重されるまちづくりを実現するための具体的な取組を定めたもの。

期間：2021年度～2023年度の3年間を計画期間としている。

2 第3次人権教育・啓発実施計画の策定の方向性について

- 2021年度実施した「市民意識調査」の結果を具体的な取組に反映させる。
- 計画期間を5年間（2024年度～2028年度）とする。
- 全体的な数値目標を設定する。

今回、基本方針の見直しを行わないため、実施計画の基本的な考え方や具体的な方針に変更がないため「取組項目」「取組内容」についての見直しを行う。

3 市民意識調査（2021年実施）について

①人権が尊重されていると回答した人が増加し、尊重されていないと回答した人が減少しており、これまでの取組の成果と考えられるところであるが、約12%の人が人権が尊重されていないと回答しており、引き続き取組が必要である。

②内容は様々ですが、約半数（約49%）が差別的な扱いを受けたことがあると回答している。

③人権を侵害され自分で解決できない場合の相談先は、前回同様に家族や親戚、友人や知人といった身近な人に相談するとの回答が多いが、学校、市役所、専門機関など公的な場所を相談先とする人の割合が増加している。

④人権問題について誤った知識で理解していることや、接したことがないので分からない、知らないといった回答をされている状況がみられる。

⑤人権・部落問題についての研修会・講演会等に「参加したことがない」「あっていることを知らない」という回答が75%に上る。

⑥啓発冊子「新しき明日をつくる」を読んでいる人（「いつも読んでいる」「ときどき読んでいる」）は、33.2%にとどまっている。

引き続き、
人権施策が必要

相談体制の充実

情報発信

認知度の向上

4 策定スケジュール

	2023年 9月	10月	11月	12月	2024年 1月	2月	3月
庁内での作業	取組の見直し	会議を受けての修正、調整				パブコメを受けての修正、調整	
人権教育・啓発施策 策定委員会	● 9/14	●	●	○		●	●
人権のまちづくり 審議会	● 諮問	●	○				● 答申
その他							

5 嘉人権第 2 8 2 号

令和 5 年 9 月 2 6 日

嘉麻市差別のない人権が尊重される
まちづくり審議会 会長 森山 沾一 様

嘉麻市長 赤間 幸弘
(人権・同和対策課)



諮 問 書

嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例（令和 2 年嘉麻市条例第 2 3 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、下記について諮問します。

記

嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例第 4 条に規定する第 3 次嘉麻市人権教育・啓発実施計画の策定に関すること。

諮問理由

差別解消へ向けた取組については、嘉麻市でもこれまで様々な施策を講じ行ってまいりました。しかし依然として、部落差別や障がい者に対する差別的言動などの人権侵害事案は後を絶たず、近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、自らの感染を恐れるあまり、感染者やその家族、医療従事者などに対する差別的な言動といった新たな事案も起きており、インターネット上では差別的な書き込みや誹謗中傷等が見受けられ、人権侵害事案は悪質かつ陰湿化し、より深刻な状況にさらされています。

こうした私たちを取り巻く環境も大きく変化するなか、2021（令和 3）年 3 月に、「嘉麻市人権教育・啓発基本方針（改定版）」及び「第 2 次嘉麻市人権教育・啓発実施計画」を策定し、差別解消に取り組んで参りました。

第 2 次実施計画は 2023 年度をもって計画期間満了となることから、2021（令和 3）年 9 月に実施しました「嘉麻市人権・部落問題に関する市民意識調査結果報告書」を反映し、2024 年度以降の第 3 次実施計画を策定することとしております。

第 3 次実施計画の策定について、本審議会の皆様のご意見を賜りたく諮問いたします。